

## 議題 1

### 禁止地域等における案内誘導広告物の許可基準の改正について【諮問】

#### 目 次

1. 禁止地域等における案内誘導広告物の許可基準の改正について【P 1】
2. 案内誘導広告物許可分布図【資料 1】
3. 禁止地域等における案内誘導広告物の基準改正（案）【資料 2】
4. 西宮市屋外広告物条例施行規則新旧対照表（案）【資料 3】
5. 禁止地域等における案内誘導広告物に表示する内容（案）【資料 4】
6. 改正後の既存不適格広告物発生見込み一覧表【資料 5】

## 議題 1 禁止地域等における案内誘導広告物の許可基準の改正について（諮問）

### （1）許可基準改正の経緯

本市では、禁止地域において、非自家用広告物は原則掲出を禁止しているが、公衆の利便に資する目的をもって表示し、又は設置する広告物（案内誘導広告物）で西宮市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）に定める基準に適合するものは、適用除外とし、禁止地域であっても掲出できるものとしている。

また、許可地域においても、市長が指定する区域（特定区域）では、自己敷地外に建植えする野立広告物の掲出を禁止しているが、案内誘導広告物にあつては、規則で定める基準に適合するものは、禁止地域と同様に適用除外とし、特定区域であっても掲出できるものとしている。

現在、特定区域において、許可中の案内誘導広告物はないが、禁止地域では、規則で定める面積や誘導距離等の数値基準を形式的に満たしただけで、公衆の利便とは無関係な宣伝目的の内容を表示しているものが掲出されていることや、現行の基準では壁面や垣・塀を利用するものについて、面積の上制限がないことなど、問題点が多数見受けられる。

そこで、これらの状況を改善するために、許可基準の改正に取り組むこととした。

#### 特定区域の範囲

①高速自動車道、自動車専用道路（広告物が視認できる場合に限る。）

道路名	区間		区域
	始点	終点	
中国縦貫自動車道 （中国自動車道）	宝塚市境	神戸市境	路端から 200m を超え 1,000m 以内の区域（用途地域に限る。）
西宮北有料道路	西宮市山口町船坂字上ノ垣内 595-3	西宮市越水字社家郷山 1-24	路端から 200m を超え 1,000m 以内の区域（用途地域に限る。）

②新幹線（広告物が視認できる場合に限る。）

許可地域のうち、路端から 200m 以内の区域

③一般鉄道（広告物が視認できる場合に限る。）

許可地域のうち、路端から 100m 以内の区域（阪急甲陽線、阪神武庫川線を除く。）

④河川（宝塚市・尼崎市域を除く。）

河川名	区間		区域
	上流端	下流端	
武庫川	宝塚市境	河口	河川区域から展望できる区域で、河川区域の境界線から 100m 以内の区域（用途地域の区域に限る。）

(2) 現状の許可状況

① **許可件数** 禁止地域内 28 件、特定区域内 0 件

② **許可分布状況** 【資料 1】参照

③ **広告物の種類別の許可状況**

広告物の種類	許可件数 (割合)
建植広告物	16 件 (57.1%)
壁面広告物	9 件 (32.1%)
垣・塀利用広告物	3 件 (10.8%)

(3) 現状の基準の問題点

① **誘導距離について**

誘導距離は、案内誘導しようとする施設から **10 km 以下**と定めており、誘導距離が長い場合、市外の施設への案内誘導になることもある。

誘導距離	許可件数 (割合)	案内先 (市内)	案内先 (市外)
1km 以下	20 件 (71.4%)	20 件	0 件
1~5km 以下	6 件 (21.4%)	4 件	2 件
5km 超	2 件 (7.2%)	0 件	2 件

② **表示面積について**

建植広告物の表示面積は、1 方向 **2 m<sup>2</sup>以下**であるが、壁面広告物は **1 壁面の面積の 1/5 以下**、垣・塀利用広告物は **1 面の面積の 1/4 以下**と定めており、表示する面の面積に比例して大きな広告物を設置することができる。

面積	許可件数		
	建植広告物 (1 方向 2 m <sup>2</sup> 以下)	壁面広告物 (1 壁面の 1/5 以下)	垣・塀利用広告物 (1 面の 1/4 以下)
2 m <sup>2</sup> 以下	16 件	1 件	1 件
2~5 m <sup>2</sup> 以下	0 件	5 件	2 件
5 m <sup>2</sup> 超	0 件	3 件	0 件

③ 色彩・ネオンサイン等について

建植広告物は、下表のとおり、色彩及びネオンサイン等に関する基準があるが、**壁面広告物及び垣・塀利用広告物にはそれらに関する基準がない。**

広告物の種類	色彩	ネオンサイン等
建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・彩度の高い色（マンセル表色系に規定する彩度 10 超の色）は 2 色以下</li> <li>・地色に彩度の高い色を使用する場合の当該地色部分の面積は、広告物の表示面積の 1/2 以下（色数が 2 色以下の場合を除く）</li> </ul>	ネオンサイン等を表示せず、かつ、光源の点滅がないこと
壁面広告物 垣・塀利用広告物	基準なし	基準なし

④ 表示内容について

建植広告物は、表示内容に関して、①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示するものであること、②方向、距離等の誘導に係る表示部分の面積は、当該表示部分の存する表示面の面積の 1/4 以上とすること、と基準があるが、**壁面広告物及び垣・塀利用広告物にはそれらに関する基準がない。**また、**②の基準については、1/4 の数値を満たせば、それ以外の表示部分は宣伝目的のものを表示してもよいと誤解されやすい。**

⑤ 置看板・立看板について

現行の基準では、置看板・立看板の案内誘導広告物を設置することができるが、自家用広告物にあつては、置看板・立看板の設置を禁止している。

⑥ 第 1 種禁止地域内の突出広告物について

現行の基準では、第 1 種禁止地域内で、案内誘導の突出広告物を設置することができるが、自家用広告物にあつては、第 1 種禁止地域内での突出広告物の設置を禁止している。

#### (4) 基準改正の内容

【資料 2】 禁止地域等における案内誘導広告物の基準改正案のとおりとし、それに伴い規則を改正する。【資料 3】 参照

また、案内誘導広告物として表示することができる内容は、【資料 4】 のとおりとする。

#### (5) 経過措置

##### ① 既存不適格発生件数について

既存不適格発生件数 19 件（許可物件 28 件中）【資料 5】 参照

##### ② 経過措置期間について

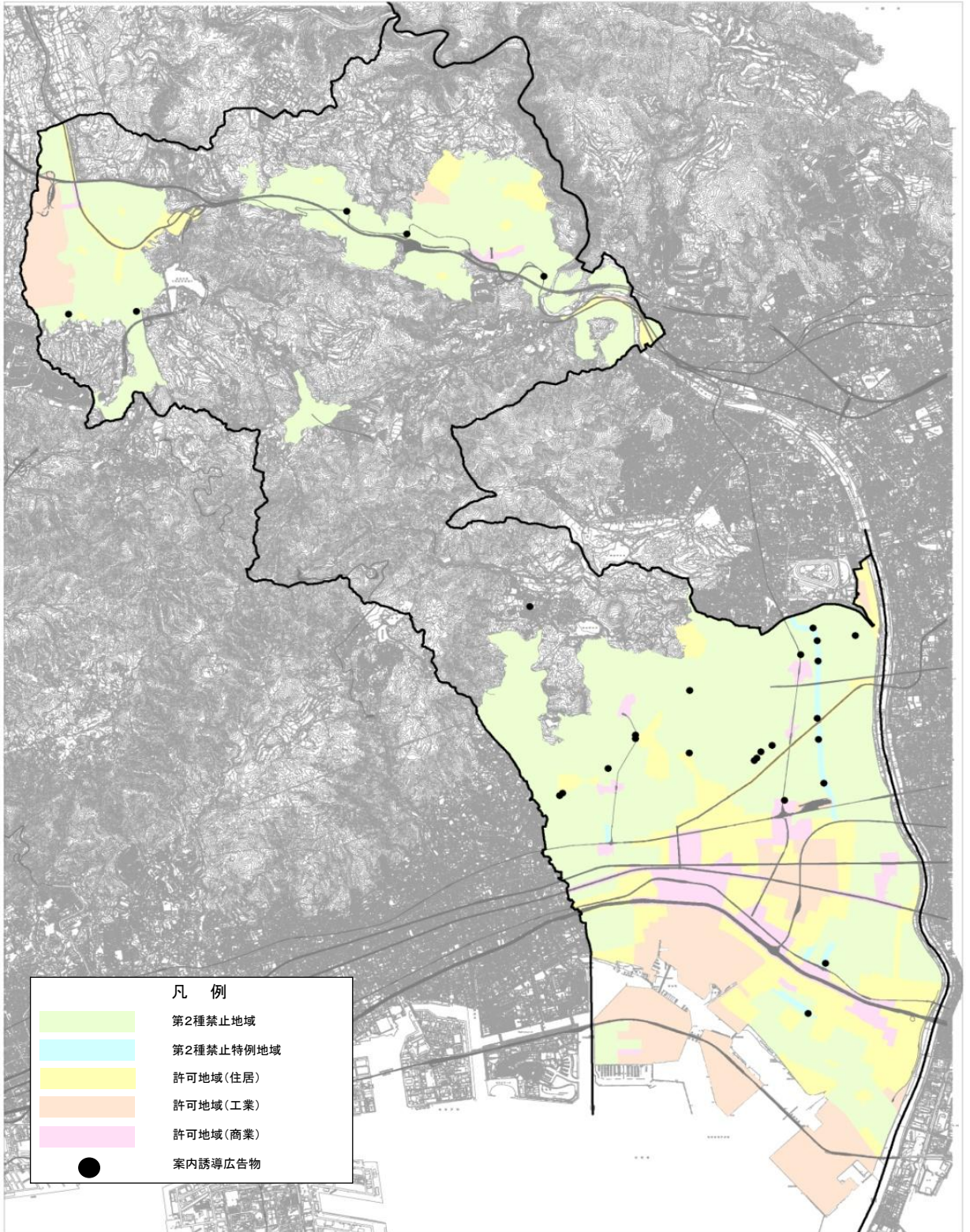
基準見直しの施行日前に許可を受けて掲出していたもので、見直し後の基準に適合しなくなるものについては、施行日から起算して、**経過措置期間を 5 年とする**。

#### (6) 今後のスケジュール

平成 29 年 3 月 23 日	西宮市都市景観・屋外広告物審議会(報告)
平成 29 年 8 月 1 日 (本日)	同審議会 (諮問・答申)
	規則改正の手続き (法制部局と調整)
	公布
	改正内容の周知 (HP 等)
平成 30 年初旬 (予定)	施行

以上

# 案内誘導広告物 許可分布図



## 禁止地域等における案内誘導広告物の基準改正案

## 特定区域（屋外広告物条例施行規則別表第 2 関係）

	現 行	改正案
建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 方向の表示面積は 2 m<sup>2</sup>以下（広告塔は、それぞれ接する 2 方向の合計。集合看板は、8 m<sup>2</sup>以下かつ 1 施設 1 m<sup>2</sup>以下）</li> <li>・ 横幅は 2 m 以下、地上から上端までの高さは 3 m 以下（集合看板は 5 m 以下）</li> <li>・ 目的地まで誘導する距離は 10 km 以下</li> <li>・ 相互間距離は 5 m 以上、信号機・踏切からは 5 m 以上離れていること</li> <li>・ 色彩規制に適合すること</li> <li>・ 名称、事業内容、方向、距離等、案内誘導のために必要な最小限度の事項を表示するものであること</li> <li>・ 表示面積のうち、方向、距離等の案内誘導にかかる表示部分が 1/4 以上あること</li> <li>・ ネオンサイン等を使用せず、かつ光源の点滅がないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 方向の表示面積は 2 m<sup>2</sup>以下（広告塔は、それぞれ接する 2 方向の合計）</li> <li>・ 横幅は 2 m 以下、地上から上端までの高さは 3 m 以下</li> <li>・ → 1 km 以下</li> <li>・ 同左</li> <li>・ 同左</li> <li>・ 同左</li> <li>・ (削除)</li> <li>・ 同左</li> </ul>

## 禁止地域（屋外広告物条例施行規則別表第 1 1 関係）

	現 行	改正案
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 種禁止地域においては、施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に表示し、又は設置するものであること</li> <li>・ 位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が周辺の景観と調和したもので</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同左</li> <li>・ 同左</li> </ul>

	現 行	改正案
共通事項	<p>あること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物等の数量及び面積は、必要最小限であること</li> <li>・ ネオンサイン等を使用する場合は美観の維持対策を講じ、周辺の景観に配慮すること</li> </ul> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同左</li> <li>・ <u>ネオンサイン等を使用せず、かつ光源の点滅のないものであること</u></li> <li>・ <u>目的地まで誘導する距離は1 km以下</u></li> <li>・ <u>名称、事業内容、方向、距離等、案内誘導のために必要な最小限度の事項を表示するものであること</u></li> <li>・ <u>禁止地域における色彩規制に適合すること</u></li> </ul>
壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 壁面の表示面積の 1/5 以下</li> <li>・ 意匠が同一のものは 1 壁面 1 枚限り</li> <li>・ 壁面の外郭線から突出しないこと</li> <li>・ 窓・開口部をふさがないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>表示面積は 2 m<sup>2</sup>以下かつ 1 壁面の表示面積の 1/5 以下</u></li> </ul> <p>} 同左</p>
突出広告物	<p>—</p> <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出幅は、建築物の壁面から 1. 5 m 以下、道路境界線から 1 m 以下</li> <li>・ 地上から下端までの高さは歩道上 2. 5 m 以上、車道上 4. 5 m 以上</li> <li>・ 壁面の上端を超えて突出しないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第 1 種禁止地域内では掲出禁止</u></li> <li>・ <u>1 方向の表示面積は 2 m<sup>2</sup>以下</u></li> </ul> <p>} 同左</p>
建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 方向の表示面積は 2 m<sup>2</sup>以下（広告塔は、それぞれ接する 2 方向の合計。<u>集合看板は、8 m<sup>2</sup>以下かつ 1 施設 1 m<sup>2</sup>以下</u>）</li> <li>・ 横幅は 2 m 以下、地上から上端までの高さは 3 m 以下（<u>集合看板は 5 m 以下</u>）</li> <li>・ 目的地まで誘導する距離は <u>1 0 km 以下</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 方向の表示面積は 2 m<sup>2</sup>以下（広告塔は、それぞれ接する 2 方向の合計）</li> <li>・ 横幅は 2 m 以下、地上から上端までの高さは 3 m 以下</li> <li>・ → <u>1 km 以下</u>に改正し共通事項へ</li> </ul>



	現 行	改正案
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互間距離は5 m以上、信号機・踏切からは5 m以上離れていること</li> <li>・禁止地域における色彩規制に適合すること</li> <li>・名称、事業内容、方向、距離等、案内誘導のために必要な最小限度の事項を表示するものであること</li> <li>・表示面積のうち、方向、距離等の<del>案</del> <u>案内誘導にかかる表示部分が1/4以上</u>あること</li> <li>・ネオンサイン等を使用せず、かつ光源の点滅がないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・<u>→共通事項へ</u></li> <li>・<u>→共通事項へ</u></li> <li>・<u>(削除)</u></li> <li>・<u>→共通事項へ</u></li> </ul>
垣・塀利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置面の面積の1/4以下</li> <li>・掲出数2個以下</li> <li>・垣・塀の外郭線より突出不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>表示面積は2 m<sup>2</sup>以下かつ設置面の面積の1/4以下</u></li> <li>} 同左</li> </ul>
その他の表示方法	電柱利用（巻付・突出）、バス停標識、消火栓標識、 <u>置看板・立看板（道路上は禁止）</u>	電柱利用（巻付・突出）、バス停標識、消火栓標識

## 西宮市屋外広告物条例施行規則 新旧対照表 (案)

改正前				改正後			
別表第2 (第7条関係)				別表第2 (第7条関係)			
条例第12条第1項の許可の基準				条例第12条第1項の許可の基準			
(7) 自己の敷地外に建植える案内誘導のためのもの	ア 特定区域に表示し、又は設置するもの	(ア) 1方向の表示面の面積(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	<p><u>a bに掲げる場合を除き、2平方メートル以下であること。</u></p> <p><u>b 施設等への案内誘導のためのものを同一の物件に集合して表示し、又は設置する場合には、1方向の表示面の面積の合計は8平方メートル以下で、かつ、一の施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積は1平方メートル以下であること。</u></p>	(7) 自己の敷地外に建植える案内誘導のためのもの	ア 特定区域に表示し、又は設置するもの	(ア) 1方向の表示面の面積(広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	<u>2平方メートル以下であること。</u>

改正前		改正後		
	(イ) 横の長さ	2メートル以下であること。	(イ) 横の長さ	2メートル以下であること。
	(ウ) 広告物等の上端の地上からの高さ	3メートル以下 <u>(土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合又は(ア)のbに掲げる場合にあつては、5メートル以下)</u> であること。	(ウ) 広告物等の上端の地上からの高さ	3メートル以下 <u>(土地の状況等により市長が特にやむを得ないと認める場合は、5メートル以下)</u> であること。
	(エ) 誘導距離	案内誘導しようとする施設等から <u>10キロメートル以下</u> であること。	(エ) 誘導距離	案内誘導しようとする施設等から <u>1キロメートル以下</u> であること。
	(オ) 広告物等の相互間の距離	5メートル以上であること。	(オ) 広告物等の相互間の距離	5メートル以上であること。
	(カ) 表示・設置場所	交通信号機又は踏切からの距離は、5メートル以上であること。	(カ) 表示・設置場所	交通信号機又は踏切からの距離は、5メートル以上であること。

改正前			改正後		
	(キ) 色彩	<p>a 彩度の高い色の色数は、2色以下であること。</p> <p>b 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下であること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。</p>		(キ) 色彩	<p>a 彩度の高い色の色数は、2色以下であること。</p> <p>b 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下であること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。</p>
	(ク) その他の表示方法	<p>a 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示するものであること。</p> <p><b>b 方向、距離等の誘導に係る表示部分の面積は、当該表示部分の存</b></p>		(ク) その他の表示方法	<p>a 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示するものであること。</p> <p><b>b</b> ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないもの</p>

改正前			改正後		
		<p><u>する表示面の面積の4分の1以上であること。</u></p> <p><u>c</u> ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。</p> <p><u>d</u> (ア)のbに掲げる場合にあつては、<u>形状、面積、材料、色彩及び意匠等が原則として統一されたものであること。</u></p>			であること。
イ 特定区域以外の地域等に表示し、又		(5)に定める基準に適合するものであること	イ 特定区域以外の地域等に表示し、又は設置するも		(5)に定める基準に適合するものであること

改正前				改正後			
	は設置するもの				の		
<p><b>別表第 1 1</b>（第 1 1 条関係）</p> <p>条例第 1 6 条第 3 項第 4 号に掲げる広告物等の基準（禁止地域の案内誘導の適用除外の基準）</p>				<p><b>別表第 1 1</b>（第 1 1 条関係）</p> <p>条例第 1 6 条第 3 項第 4 号に掲げる広告物等の基準（禁止地域の案内誘導の適用除外の基準）</p>			
地域の種別	基準			地域の種別	区分	基準	
(1) 第 1 種禁止地域	<p>(ア) 施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に表示し、又は設置するものであること。</p> <p><u>(イ) 位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が周辺の景観と調和したものであること。</u></p> <p><u>(ウ) 別表第 2 1 (2) から (8) までに定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>(エ) 別表第 2 3 (2)、<u>(3)</u>、(7)ア、(8)、(10)、(11)、(15) 及び <u>(19)</u> に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(オ) 高さが 4 メートルを超える広告物等及び付加基準適用広告物等にあつては、別表第 2 2 に定める基</p>			(1) 第 1 種禁止地域	<p><u>ア 1 方向の表示面の面積(広告塔にあつては、それぞれ接する 2 方向の表示面の面積の合計)</u></p> <p><u>イ 誘導距離</u></p> <p><u>ウ 色彩</u></p>	<p><u>2 平方メートル以下であること。</u></p> <p><u>案内誘導しようとする施設等から 1 キロメートル以下であること。</u></p> <p><u>(ア) 彩度の高い色の色数は、2 色以下であること。</u></p>	

改正前	改正後						
<p>準に適合するものであること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1124 277 1326 632"></td> <td data-bbox="1326 277 1964 632"> <p>(イ) 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下であること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 632 1326 1075"> <p>エ その他の表示方法</p> </td> <td data-bbox="1326 632 1964 1075"> <p>(ア) 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示するものであること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突出しないものであること。</p> <p>(ウ) ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 1075 1326 1337"> <p>オ 表示・設置できるもの</p> </td> <td data-bbox="1326 1075 1964 1337"> <p>(ア) 施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に表示し、又は設置するものであること。</p> </td> </tr> </table>		<p>(イ) 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下であること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。</p>	<p>エ その他の表示方法</p>	<p>(ア) 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示するものであること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突出しないものであること。</p> <p>(ウ) ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。</p>	<p>オ 表示・設置できるもの</p>	<p>(ア) 施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に表示し、又は設置するものであること。</p>
	<p>(イ) 地色に彩度の高い色を使用する場合にあっては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の2分の1以下であること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。</p>						
<p>エ その他の表示方法</p>	<p>(ア) 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示するものであること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突出しないものであること。</p> <p>(ウ) ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がないものであること。</p>						
<p>オ 表示・設置できるもの</p>	<p>(ア) 施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合に表示し、又は設置するものであること。</p>						

改正前		改正後	
			<p>(イ) <u>別表第2 1(1)から(8)までに定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>(ウ) <u>別表第2 3(2)、(7)ア、(8)、(10)、(11)及び(15)に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>(エ) <u>高さが4メートルを超える広告物等及び付加基準適用広告物等にあつては、別表第2 2に定める基準に適合するものであること。</u></p>
(2) 第2種禁止地域・第3種禁止地域	<p>(ア) <u>別表第2 1(1)から(8)までに定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>(イ) <u>別表第2 3(2)、(3)、(7)ア、(8)、(10)、(11)、(15)及び(19)に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p>(ウ) <u>高さが4メートルを超える広告物等及び付加基準適用広告物等にあつては、別表第2 2に定める基準に適合するものであること。</u></p>	(2) 第2種禁止地域・第3種禁止地域	<p><u>ア 1方向の表示面の面積(広告塔にあつては、それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)</u></p> <p><u>イ 誘導距離</u></p> <p><u>2平方メートル以下であること。</u></p> <p><u>案内誘導しようとする施設等から1キロメートル以下であること。</u></p>



改正前	改正後	
	<u>ウ 色彩</u>	<p>(ア) 彩度の高い色の色数は、<u>2色以下</u>であること。</p> <p>(イ) 地色に彩度の高い色を使用する場合にあつては、当該地色部分の面積が当該地色部分の存する表示面の面積の<u>2分の1以下</u>であること。ただし、色数が2色以下の場合は、この限りでない。</p>
	<u>エ その他の表示方法</u>	<p>(ア) 名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な<u>最小限の事項を表示する</u>ものであること。</p> <p>(イ) <u>ネオンサイン等を使用せず、かつ、光源の点滅がない</u>ものであること。</p>
	<u>オ 表示・設置できるもの</u>	<p>(ア) <u>別表第2 1(1)から(8)までに定める基準に適合する</u>ものであること。</p> <p>(イ) <u>別表第2 3(2)、(3)(7)ア、(8)、(10)、(11)</u></p>

改正前	改正後	
		<p><u>及び(15)に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(ウ) 高さが4メートルを超える広告物等及び付加基準適用広告物等にあつては、別表第2-2に定める基準に適合するものであること。</u></p>

**禁止地域等における案内誘導広告物に表示する内容（案）**

禁止地域等における案内誘導広告物に表示する内容については、下記のとおりとする。

**（１）表示しなければならないもの**

- ・施設名
- ・広告物の掲出場所から施設までの案内誘導にかかる事項
  - \*表示できる例　　：方向（見取図）、矢印、距離、△△交差点左折 等
  - \*表示できない例　：広告物の掲出場所からの案内誘導の内容となっていないもの  
（例：阪神西宮駅徒歩1分等）

**（２）表示することができるもの**

- ・ロゴマーク
- ・住所
- ・電話番号
- ・業種・業態（施設名だけでは案内誘導に支障があると認められる場合に限る。）

**（３）表示することができないもの**

- ・商品名、サービス名
- ・価格
- ・営業日時
- ・写真、イラスト
- ・事業の宣伝目的と認められるキャッチコピー
- ・その他表示しなくても案内誘導に支障のない内容

改正後の既存不適格広告物発生見込み一覧表

種類	誘導距離 (km)	面積 (㎡)	表示内容	違反内容	総合判定
建植	0.095	0.84	○		適合
	0.1	0.2	○		適合
	0.1	0.2	○		適合
	0.135	0.3	○		適合
	0.15	0.3	○		適合
	0.2	1.37	×	写真	不適合
	0.2	0.6	○		適合
	0.4	1.66	○		適合
	0.5	1.62	×	診療時間	不適合
	0.6	0.09	○		適合
	0.8	2	○		適合
	1	1.98	×	宣伝、P50台	不適合
	1.5	1.55	○		不適合
	1.8	2	○	現地からの案内だが、必要不可欠な案内が疑義あり	不適合
	2.5	2	○		不適合
2.5	2	×	宣伝、イラスト	不適合	
壁面	0.2	7.83	○		不適合
	0.2	3.24	○		不適合
	0.4	1.62	×	宣伝（酒、たばこ、ATM）	不適合
	0.8	2.2	○		不適合
	0.8	7.2	○		不適合
	1.2	3	○		不適合
	4	4.68	○		不適合
	5.2	4.86	×	診療時間、宣伝、写真、現地からの案内ではない 等	不適合
	7	7.8	×	現地からの案内ではない	不適合
垣塀	0.45	4.73	○		不適合
	0.5	2	×	診療時間、宣伝	不適合
	0.5	2.16	○		不適合
既存不適格数	8件	10件	8件		19/28
割合	28.6%	35.7%	28.6%		67.9%